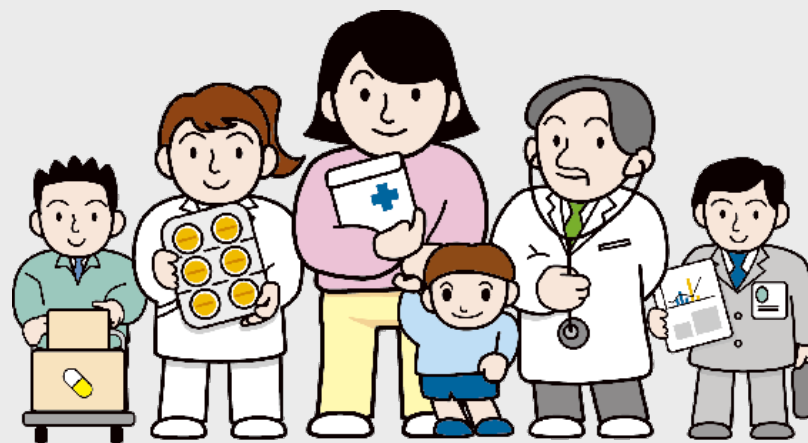


日医工MPS行政情報シリーズ

http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html

「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」

資料作成：日医工株式会社 MPSチーム
（認定登録 医業経営コンサルタント登録番号第4217 菊地祐男）



2008.6.16



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

資料解説

- [01]: 今回大きな問題となっている後期高齢者医療制度は、小泉首相の時代の2006年6月に国会で決議されています。
- [02]: この一連の医療制度改革の背景には、少子高齢化による社会保障の新たな仕組み作りの必要性がありました。
- [03]: 後期高齢者医療制度は、高齢者へ適切な医療を提供する診療報酬とすること、75歳以上の医療保険制度を創設することの2本柱からなります。
- [04]: 日本の皆保険制度は、被用者保険と国民健康保険が主となります。70歳以上の医療は、老人保健制度として、国費と他の保険からの拠出金で賄われてきましたが、国家財政や保険財政の問題から見直されることになりました。
- [05]: 医療保険は、都道府県を主体とする見直しが行われており、後期高齢者医療保険制度も都道府県が主管することになります。
- [06]: 後期高齢者医療保険制度では被保険者となる75歳以上の方からも保険料を徴収し、保険制度として運用する新しい高齢者医療提供の制度です。
- [07]: 対象となるのは、75歳以上の全ての方と65歳以上の障害認定者です。保険料は原則年金天引きとなりますが、所得に応じた軽減制度があります。
- [08]: 保険料は均等割と所得割の合計ですが、都道府県ごとに異なります。また以前に加入していた保険の種類によって軽減措置や支払方法が異なります。
- [09]: 自己負担率を時系列でみたものです。2008年4月から70～74歳の負担率が2割になる予定でしたが、一年間猶予されています。
- [10]: 負担上限は2006年10月に見直されました。2008年4月から70～74歳と75歳以上に分けられたこと、70～74歳の2割負担が1年間猶予されたこと、現役並所得判定で1割負担から3割負担になる方の負担上限については激変緩和措置が設けられること、などで負担上限額は期間ごとに異なります。
- [11]: 一般患者の負担上限です。高齢者の現役並所得者にも設けられている「1%」の考え方は、この一般患者のものと同様です。(参考資料)
- [12]: 高齢者の現役並所得を判定する基準です。例えば老人保健制度では被用者保険の基準で一般所得だった方が、2008年4月からは判定基準が変わり、突然“現役並所得者”と判定されるケースが生じる可能性があります。
- [13]: 左上のケースが1割負担から3割負担になりますので、激変緩和の経過措置が設けられています。他の場合では変更なしか、負担割合が下がるケースになります。しかし、この試算の前提は「夫75歳以上、妻70～74歳、収入は夫が高い場合」なので、その他の場合には役所等に確認する必要があります。

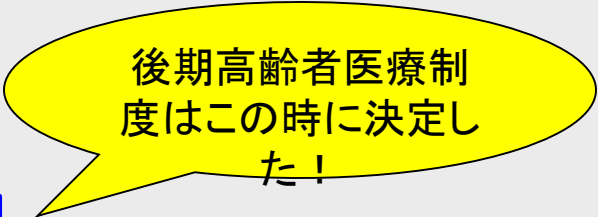
2005年からの医療制度改革の流れ

2005年10月19日「医療制度構造改革試案」

厚生労働省が考えた試案（叩き台）

2005年12月1日「医療制度改革大綱」

政府・与党が考えた具体案（基本構想）



後期高齢者医療制度はこの時に決定した！

2006年6月14日「医療制度改革関連法案」

国会勢力のバランスからほぼ無修正で可決成立

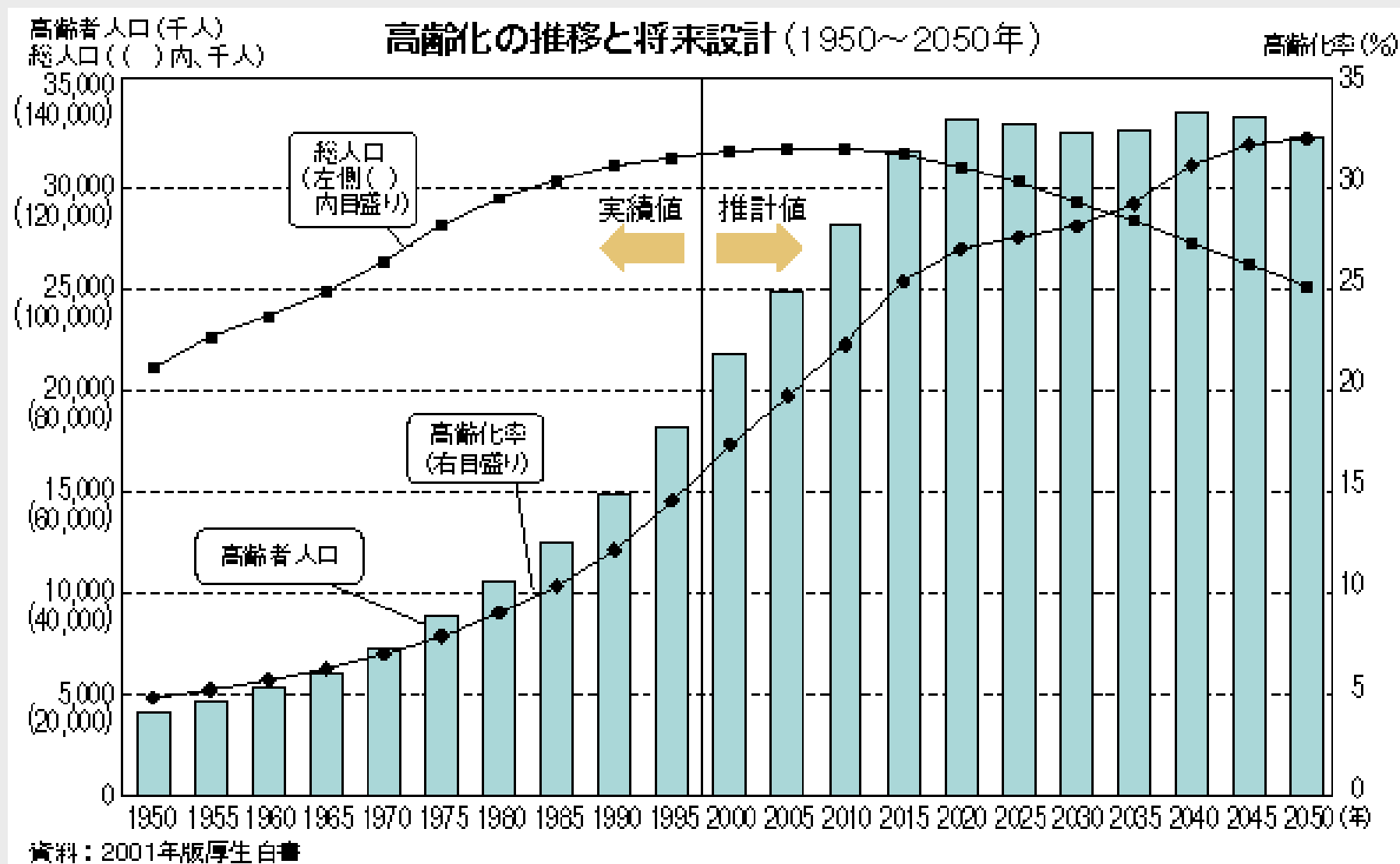
2007年7月29日「参議院選挙実施」“ねじれ”

年金、医療などの社会保障問題が焦点に

2008年4月1日「後期高齢者医療制度スタート」

年金からの天引きが始まり、反対論が高まる

急速な高齢化社会への加速



後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

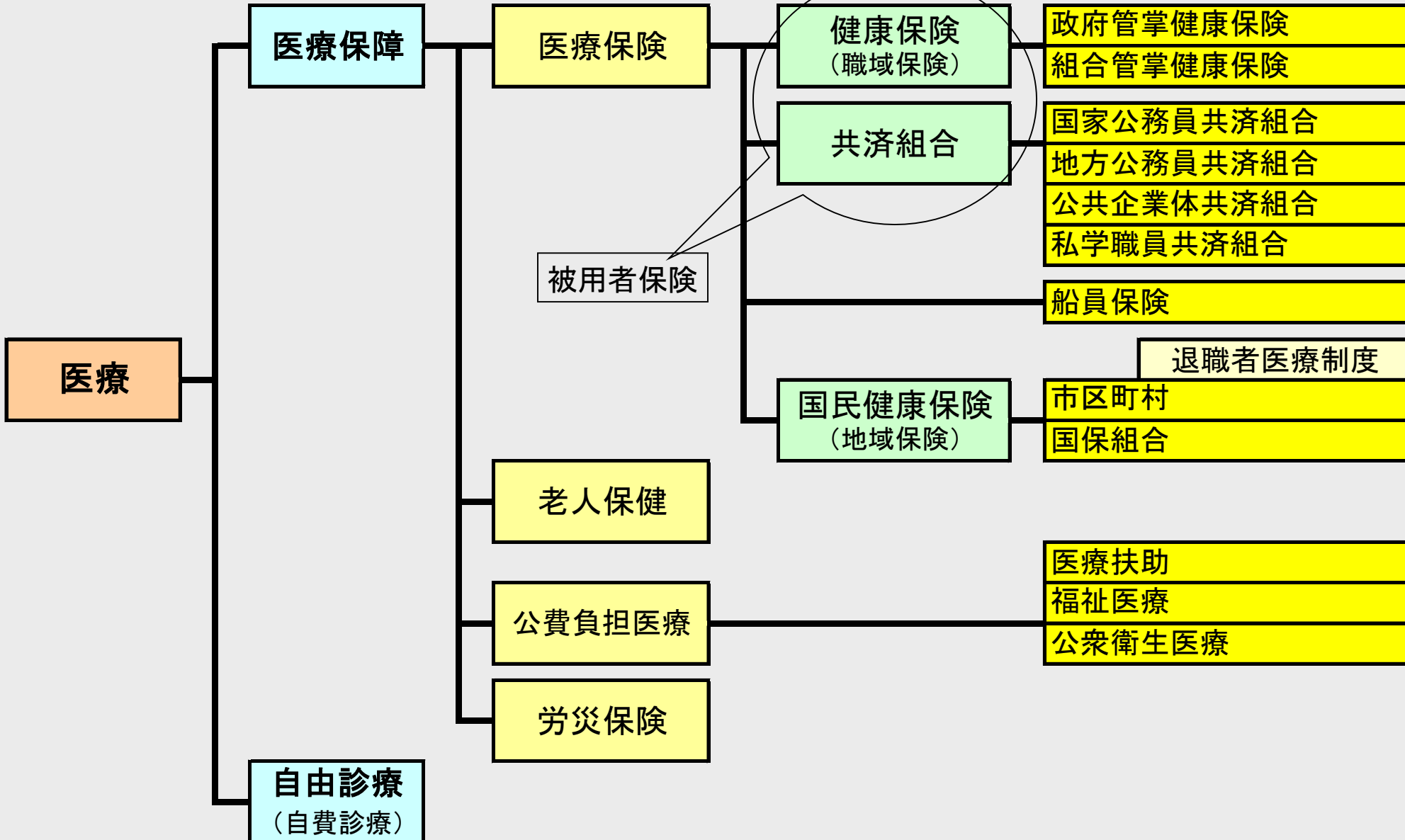
診療報酬改定

- 後期高齢者診療料
- 後期高齢者終末期相談料
- 在宅ケアの強化→病院と同じケアを実現する
- 地域医療連携の強化→退院支援を強化

後期高齢者医療保険制度

- 保険料、所得区分
- 現役並所得判定、経過措置

日本の医療保障制度



医療

医療保障

医療保険

健康保険
(職域保険)

政府管掌健康保険
組合管掌健康保険

共済組合

国家公務員共済組合
地方公務員共済組合
公共企業体共済組合
私学職員共済組合

被用者保険

船員保険

国民健康保険
(地域保険)

退職者医療制度
市区町村
国保組合

老人保健

公費負担医療

医療扶助
福祉医療
公衆衛生医療

労災保険

自由診療
(自費診療)

医療保険者の再編・統合（都道府県単位）

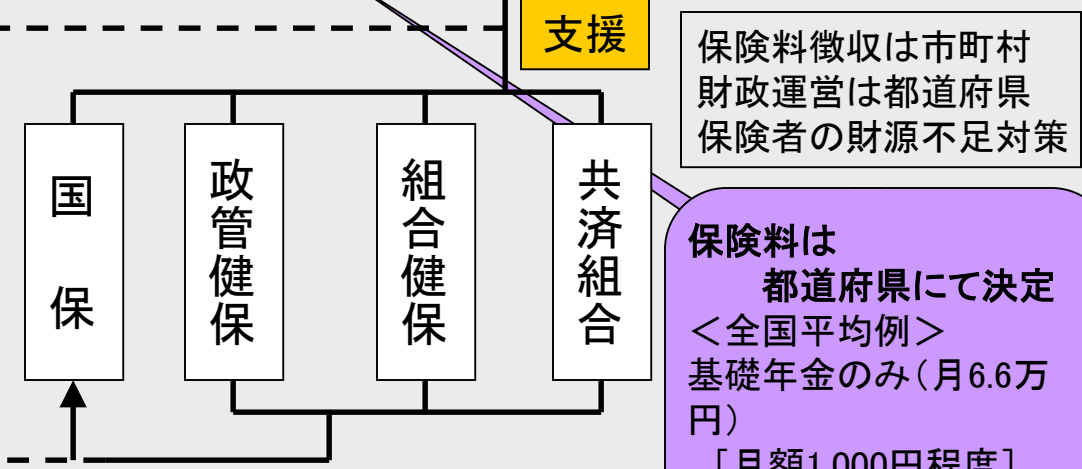
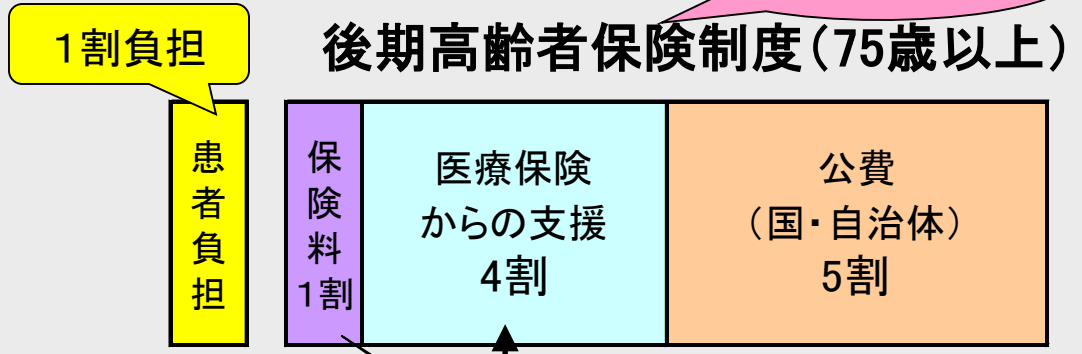
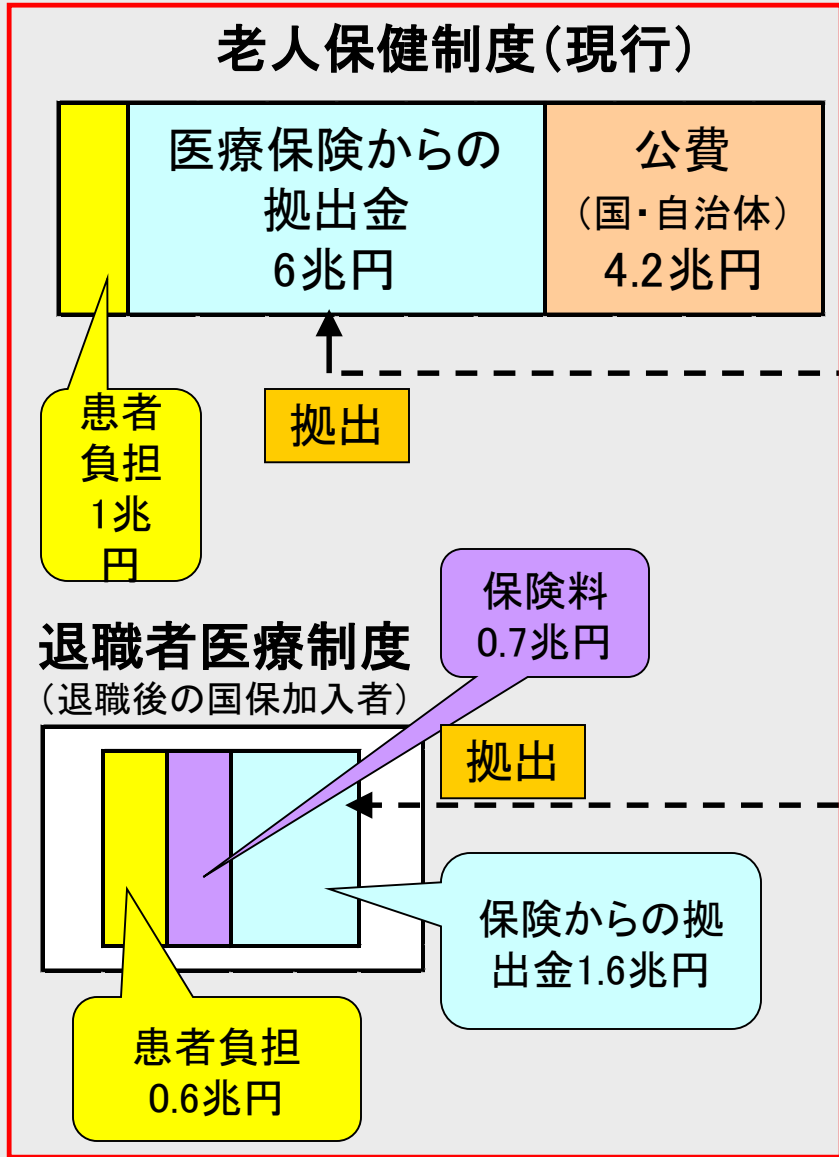
保険者比較 (16年3月末)	市町村国保	政管健保	組合健保
運営主体	市町村	社会保険庁	企業等
保険者数	3,144	1	1,622
加入者数	4,720万人	3,552万人 本人1,882万人、家族1,671万人	3,013万人 本人1,465万人、家族1,548万人
特長	小規模保険者が多数存在 (市町村合併の要因にも)	3500万人を超える加入者を有する全国一本で最大の保険者	小規模や財政窮迫組合が多数存在
短所	小規模による財政難 高齢加入者増	全国一律による非融通性 地域対応の難しさ	小規模による財政・運営難 企業間格差

保険財政運営の規模の適正化、地域の医療費水準に見合った保険料水準の設定のため、保険者を都道府県単位を軸として再編・統合を進める

施策等	市町村国保の「 財政基盤強化策 」を継続(高額医療費共同事業、保険者支援制度等) [2006年4月]	運営主体を国から切り離し、全国単位の保険者「 公法人 」を設立[2008年10月] 都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定 (案)北海道8.7%、長野県7.6%など	同一都道府県内の健保組合の再編・統合の受け皿として、企業・業種を超えた「 地域型健保組合 」を設立[2006年10月]
	都道府県単位の「 保険財政共同安定化事業 」[2006年10月]		

後期高齢者医療保険制度 (2008年4月)

2008年4月から



**退職者医療制度
(2014年まで継続)**
引き続き職域保険から国保へ
財政支援を行う

参考: 日本経済新聞2005年10月20日

後期高齢者医療保険制度

—対象者・軽減措置—

9割軽減案
(政府与党2008年5月29日)

<p>「年金額18万円(月1.5万円)未満」 且つ 「保険料(医療+介護) > 年金額 / 2」</p>	<p>所得に応じた減額措置 均等割額(7割、5割、2割)</p>	<p>一般所得以上</p>
<p>納付書or口座振替等で支払い</p>	<p>原則、年金天引き(2ヶ月分毎)</p>	
<p>「75歳の誕生日を迎えた全ての方」 「65歳以上で寝たきりなどの一定の障害のある方」</p>		

軽減割合	均等割額(富山県)	所得合計(世帯主の所得+被保険者の所得)
7割軽減	12,240円	33万円以下
5割軽減	20,400円	33万円+(24万5千円×世帯主でない被保険者数)以下
2割軽減	32,640円	33万円+(35万円×被保険者の数)以下

後期高齢者医療保険制度 —保険料—

年間保険料(上限50万円) = 均等割額 + 所得割額 [都道府県単位で設定] 均等割額: 40,800円(富山県) 所得割額: 基礎控除後の総所得 × 所得割率7.5%(富山県)			納付書	天引き
国民健康保険	平成20年3月まで	国保保険料(世帯主がまとめて)	○	
	平成20年4月から	後期高齢者医療制度保険料(個人ごとに本人が)		○
被用者保険 (本人)	平成20年3月まで	健保・共済等保険料(事業者と折半)		○
	後期高齢者医療広域連合にて被用者本人の確認と、前年度所得から保険料を決定			
	平成20年7月から	後期高齢者医療制度保険料(事業者負担なし)	○	
	平成20年10月から	後期高齢者医療制度保険料(事業者負担なし)		○
被用者保険 (被扶養者)	平成20年3月まで	負担なし		—
	平成20年4月から	後期高齢者医療制度保険料 負担なし(凍結対応)		—
	平成20年10月から	均等割額の1割(富山県 2,000円/年)		○
	平成21年4月から	均等割額の5割(富山県 20,400円/年)		○
	平成22年4月から	均等割額(富山県 40,800円/年)		○

患者負担割合（自己負担）

<現役並所得者>

09

課税所得 145万円以上

（又は標準報酬月額 28万円以上）、且つ

夫婦で年収 520万円以上

単身で年収 383万円以上

		2003年 3月31日まで	2003年 4月1日から	2006年 10月1日から	2008年 4月1日から	2009年 4月1日から
75歳	後期	1割	1割	1割	1割	1割
70歳	高齢者	1割	1割	1割	1割 (猶予中)	2割
65歳	前期	本人 2割 家族入院 2割 家族外来 3割 3割	3割	3割	3割	3割
小学校 3歳	一般	3割	3割	3割	3割	3割
0歳						
		健保	国保			

後期高齢者の月間負担上限（高額療養費）

負担上限 (全医療機関分を合算)	2006年10月1日から		2008年4月1日から		2008年8月1日から		2009年4月1日から		2010年8月1日から	
	外来・個人 償還払い制	入院・個人 窓口処理	外来・個人 償還払い制	入院・個人 窓口処理	外来・個人 償還払い制	入院・個人 窓口処理	外来・個人 償還払い制	入院・個人 窓口処理	外来・個人 償還払い制	入院・個人 窓口処理

高齢者 70歳以上 74歳未満

* : 多数該当4ヶ月目からの上限額 低所得者Ⅱ : 住民税非課税 低所得者Ⅰ : 住民税非課税、老福年金需給

現役並所得者 (3割負担)	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%			
		44,400円 *		44,400円 *		44,400円 *		44,400円 *		44,400円 *	44,400円 *		
		激変緩和の経過措置				激変緩和の経過措置							
一般所得者 (1割負担) (2割負担)	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	24,600円	62,100円	24,600円	62,100円	
		(1割負担を継続 猶予期間)		(1割負担を継続 猶予期間)		(1割負担を継続 猶予期間)		(1割負担を継続 猶予期間)					
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	

後期高齢者 75歳以上 (及び認定者)

* : 多数該当4ヶ月目からの上限額 低所得者Ⅱ : 住民税非課税 低所得者Ⅰ : 住民税非課税、老福年金需給

現役並所得者 (3割負担)	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%	44,400円	80,100円 + 1%		
		44,400円 *		44,400円 *		44,400円 *		44,400円 *		44,400円 *	44,400円 *	
		激変緩和の経過措置				激変緩和の経過措置						
一般所得者 (1割負担)	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円

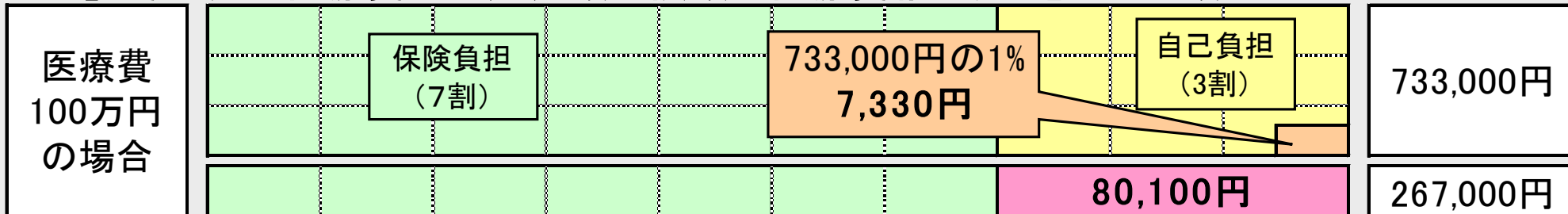
「1%」: その月の医療費から、「定額上限額の医療費相当分」を引いた額の1%

参考

一般患者の月間負担上限（高額療養費）

一般 (70歳未満)	2002年9月末日まで		2002年10月1日から		2006年10月1日から	
	外来&入院	多数該当 4ヶ月目から	外来&入院	多数該当 4ヶ月目から	外来&入院	多数該当 4ヶ月目から
上位所得者 月収53万円以上	121,800円+「1%」	70,800円	139,800円+「1%」	77,700円	150,000円+「1%」	83,400円
一般所得者	63,600円+「1%」	37,200円	72,300円+「1%」	40,200円	80,100円+「1%」	44,400円
	例:1ヶ月の医療費100万円の場合 $63600+(1000000-63600/0.3) \times 0.01$ =71,480円		例:1ヶ月の医療費100万円の場合 $72300+(1000000-72300/0.3) \times 0.01$ =79,890円		例:1ヶ月の医療費100万円の場合 $80100+(1000000-80100/0.3) \times 0.01$ =87,430円	
低所得者 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	35,400円	24,600円	35,400円	24,600円

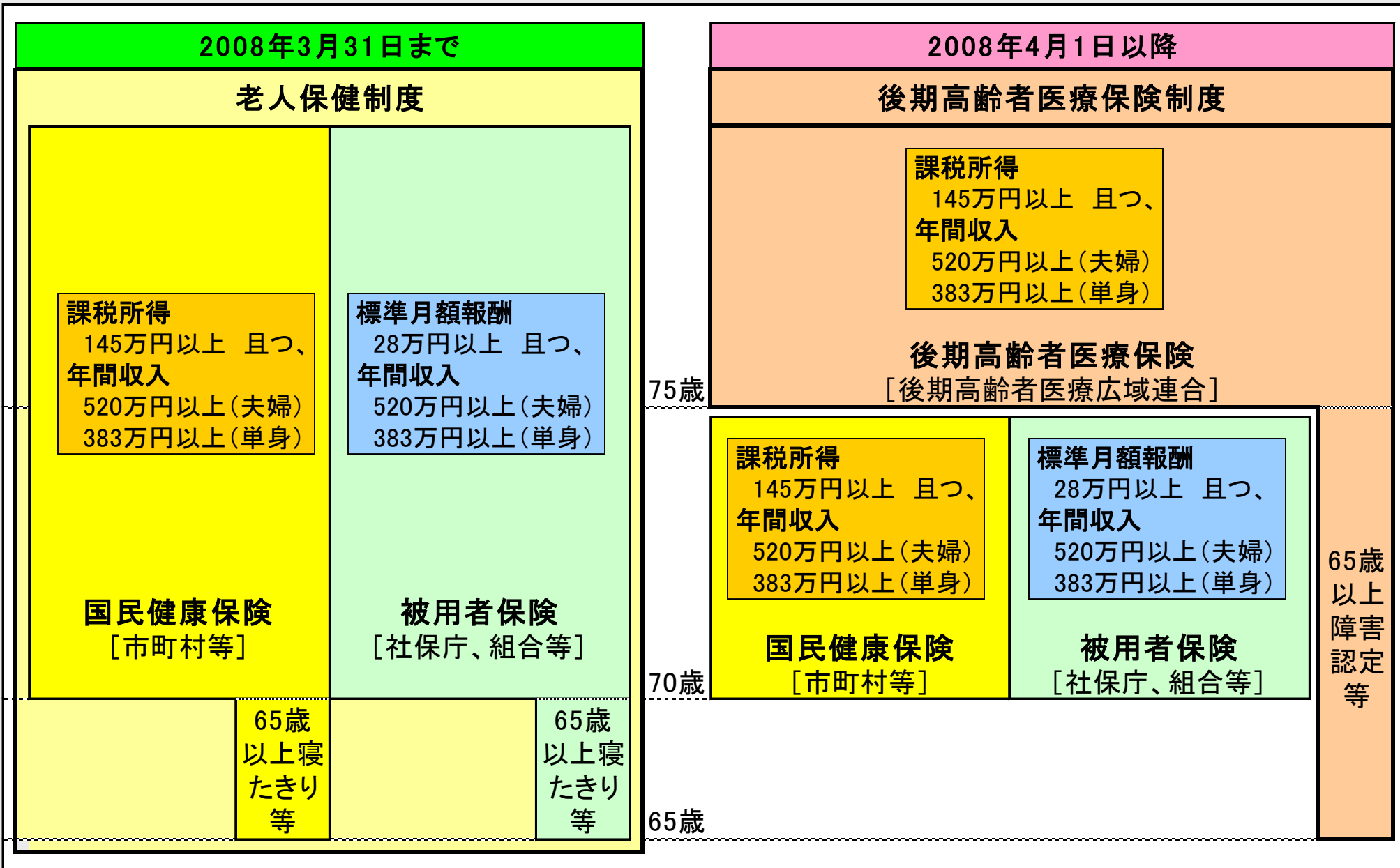
「1%」: その月の医療費から、“定額上限額の医療費相当分”を引いた額の1%



80,100 + 7,330 = 87,430円

80,100円の医療費相当分
(80,100/0.3)

現役並み所得者の判定基準の見直し



判定単位の変更早見表 (夫75歳以上、妻70~74歳、収入は夫が高い場合)

		夫の課税所得が145万円以上の場合																														
		夫婦の収入合算																														
収入区分	夫の収入	520万円未満		520万円以上																												
				妻の収入383万円以上	妻の収入383万円未満																											
夫の収入	383万円以上	<table border="1"> <tr><td></td><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>以前</td><td>1割</td><td>1割</td></tr> <tr><td>現在</td><td>3割</td><td>1割</td></tr> </table> <p>負担上限に経過措置 (2008年8月~2010年7月末)</p>		夫	妻	以前	1割	1割	現在	3割	1割	<table border="1"> <tr><td></td><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>以前</td><td>3割</td><td>3割</td></tr> <tr><td>現在</td><td>3割</td><td>3割</td></tr> </table> <p>変更なし</p>		夫	妻	以前	3割	3割	現在	3割	3割	<table border="1"> <tr><td></td><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>以前</td><td>3割</td><td>3割</td></tr> <tr><td>現在</td><td>3割</td><td>1割</td></tr> </table>		夫	妻	以前	3割	3割	現在	3割	1割	
		夫	妻																													
以前	1割	1割																														
現在	3割	1割																														
	夫	妻																														
以前	3割	3割																														
現在	3割	3割																														
	夫	妻																														
以前	3割	3割																														
現在	3割	1割																														
	383万円未満	<table border="1"> <tr><td></td><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>以前</td><td>1割</td><td>1割</td></tr> <tr><td>現在</td><td>1割</td><td>1割</td></tr> </table> <p>変更なし</p>		夫	妻	以前	1割	1割	現在	1割	1割		<table border="1"> <tr><td></td><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>以前</td><td>3割</td><td>3割</td></tr> <tr><td>現在</td><td>1割</td><td>1割</td></tr> </table>		夫	妻	以前	3割	3割	現在	1割	1割										
	夫	妻																														
以前	1割	1割																														
現在	1割	1割																														
	夫	妻																														
以前	3割	3割																														
現在	1割	1割																														

夫の課税所得が145万円未満の場合										
	<table border="1"> <tr><td></td><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>以前</td><td>1割</td><td>1割</td></tr> <tr><td>現在</td><td>1割</td><td>1割</td></tr> </table> <p>変更なし</p>		夫	妻	以前	1割	1割	現在	1割	1割
	夫	妻								
以前	1割	1割								
現在	1割	1割								